

2019
7・8
月号

みやざき

《今月の主な記事》

日本年金機構からのお知らせ P2
算定基礎届の提出はお済みですか? / 届書は郵送で提出を P2
社会保険加入の届出を確実に P3

協会けんぽ 宮崎支部からのお知らせ P4
こんなときどうする?
事故にあったとき(第三者行為による傷病届等について) P4
メールマガジンのご登録をお願いいたします! P5

一般財団法人宮崎県社会保険協会からのお知らせ P6
平成 30 年度 一般財団法人宮崎県社会保険協会の収入支出決算 ... P6
保健師による事業所巡回健康相談のご案内 P7

インフォメーション P8
年金相談の日程等 P8



今月の表紙

西都夏まつり 【西都市】

毎年7月中旬(今年は7月19日～21日)に宮崎県西都市の中心市街地で開催される祭りです。

西都夏まつりの主役をつとめるのは「互親組(ごしんぐみ)」の太鼓台です。組長の提灯と太鼓台の柱にくくりつけた子ども4人の叩く太鼓にあわせ、200名以上の若者が一つの太鼓台を『赤・白・青・黄』の4方向に別れてかつぎ、市街地を練り歩きながら倒し合います。

太鼓台の中では、柱にさらし布で縛り付けられた4人の子供たちが太鼓をたたいており、太鼓台が真っ逆さまになっても太鼓を打ち続けています。若者は「チョウサイ、チョウサイ、イヤサッサッサア」という掛け声をあげながら練り歩きます。このチョウサイは(町栄)、イヤサッサは(弥栄)の意味と言われています。



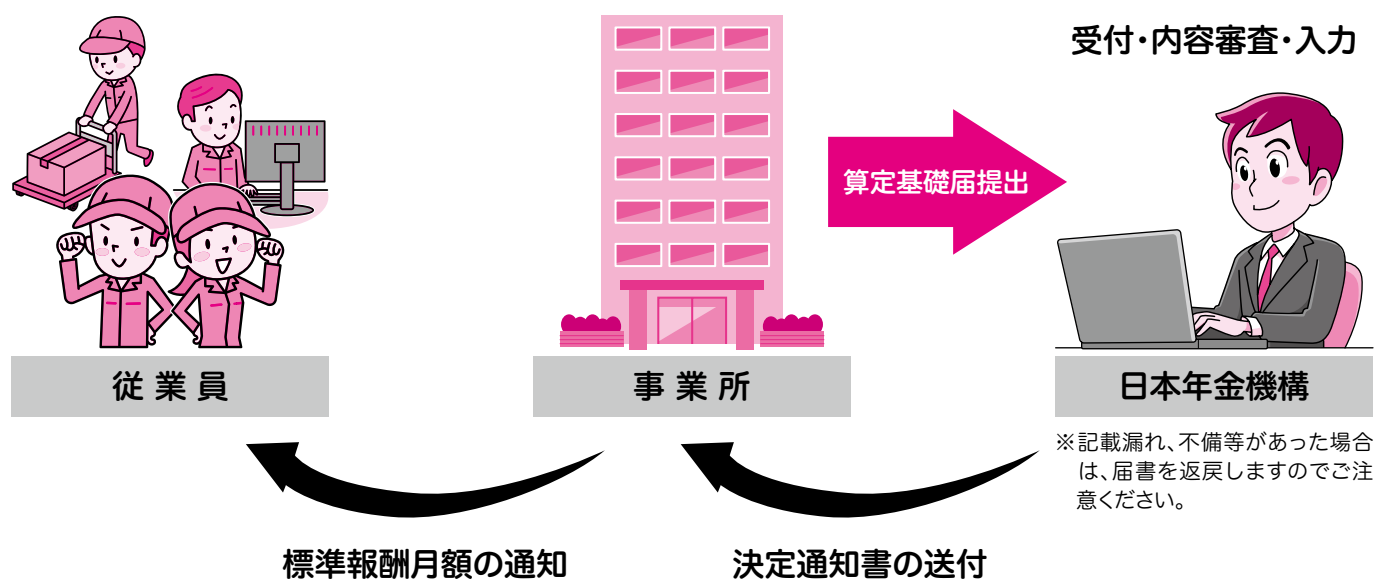
日本年金機構からのお知らせ

算定基礎届の提出はお済みですか？

提出期限は令和元年 7 月 10 日です。

- ・「算定基礎届」は、その年の9月1日から翌年の8月31日までの標準報酬月額を決定するために必要な届書です。この標準報酬月額は、厚生年金保険料等の計算、将来受け取る年金額の計算及び健康保険給付の計算の基礎となりますので、正確な届出をお願いします。
- ・ご提出いただいた算定基礎届は、日本年金機構にて審査確認を行い、入力処理終了後、順次、決定通知書（健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書）をお送りします。

算定基礎届の流れ

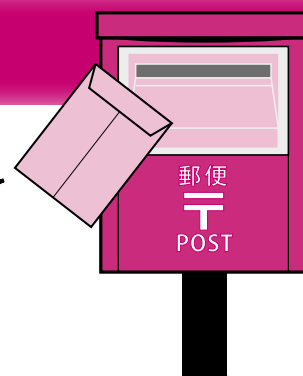


- ・決定通知書が届きましたら、決定された標準報酬月額がご提出いただいた届書の内容と相違していないかどうかの確認をお願いします。また、標準報酬月額については、各従業員に、給料明細書などで通知してください。

届書は郵送で提出を

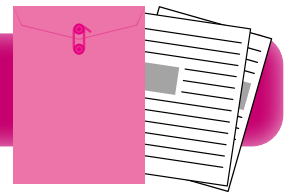
【郵送先】

〒812-8579
福岡県福岡市博多区榎田1-2-55 AP榎田ビル
日本年金機構 福岡広域事務センター



○届出の際は、事業所所在地・名称・電話番号・事業主氏名・事業主印の記入・押印もれや誤りがないかご確認ください。押印は事業所印（会社印）ではなく、事業主印ですので、ご注意ください。

社会保険加入の届出を確実に



～ よくある質問 ～



Q1. 試用期間中だから加入させなくていいですか？

A 1. 「試用期間」であっても、常用的使用関係にある人は被保険者となります。

法律上の雇用契約等ではなく、適用事業所で働き報酬をうけるという、事実上の使用関係がある場合は、必ず入社時より届出してください。



Q 2. 「パート」さんで、配偶者の扶養の範囲内の金額で働いている人は、社会保険の対象外ですか？

A 2. 「パート」という呼称や、扶養の範囲内の金額というだけでは判断できません。

1 週間の所定労働時間及び 1 月間の所定労働日数が、同一の事業所に使用される通常の労働者の 4 分の 3 以上である人は、健康保険・厚生年金保険の被保険者になります。



例：1 週40時間の所定労働時間の場合は1週30時間以上、1月間の所定労働日数が24日の場合は18日以上あれば被保険者となります。



Q 3. 60 歳を超えて、年金を受け取っている人は加入しなくていいですか？
(本人も入りたくないって言ってるし・・・)

A 3. 60 歳を超えて年金を受け取っている人も、上記の「A 1」「A 2」の要件を満たしている場合は被保険者になります。

※厚生年金保険は 70 歳（誕生日前日）まで、健康保険は 75 歳（誕生日当日）まで加入対象です。



・日本年金機構では、社会保険制度の適正な運営を図ることを目的として、すべての適用事業所に対して「事業所調査」を実施しています。「事業所調査」時は、出勤簿や賃金台帳等を確認し、未加入が判明した場合は、遡って保険料が発生しますので、適正な届出へのご理解・ご協力をお願いいたします。

協会けんぽ 宮崎支部からのお知らせ

全国健康保険協会

こんなときどうする？

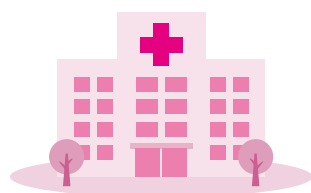
事故にあったとき (第三者行為による傷病届等について)

交通事故、ケンカ、他人の飼い犬に咬まれた等、第三者の行為によって起こったケガ(病気)でも保険証を使用して治療することができます。このような場合の医療費(窓口負担を除く)については、全国健康保険協会(協会けんぽ)が一時的に立て替えをし、その分を後で協会けんぽが加害者に請求することになります。

この請求に必要な事項を確認する書類が「交通事故、自損事故、第三者(他人)等の行為による傷病(事故)届」となりますので、健康保険を使用して治療する場合は、必ずご提出ください。

第三者行為とは...

- ・相手のいる交通事故
- ・ケンカ、暴力を受けた
- ・他人の飼い犬に咬まれた
- ・買い物中に施設の欠陥によりケガした 等



医療機関

② 健康保険で受診

③ 一部負担金の請求



被害者(加入者とその家族)

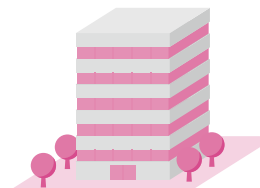
⑤ 医療費の一時立替払い

④ 医療費の請求

① 「交通事故、自損事故、第三者(他人)等の行為による傷病(事故)届」を提出

一部負担金の請求

一部負担金の支払い



保険者(協会けんぽ)

⑦ 医療費の支払い

⑥ 立て替えた医療費の請求



加害者(損害保険会社)

ご注意ください

原則、通勤途中や業務中に発生した第三者行為によるケガ・病気につきましては加害者からの補償の有無にかかわらず、健康保険の給付を受けることはできません。
労働基準監督署へお問い合わせください。

※加害者になってしまうと...
健康保険分を含め被害者の医療費を支払う必要があります。
特に交通事故は高額になる場合がありますので、任意保険に入るなど十分ご注意ください。

～ このような交通事故でも届出が必要です ～

■事故車に同乗していた時

- ▶ 自損事故であっても、運転者が加害者になるため届出が必要です。運転者が家族である場合も第三者行為になります。

■相手が不明の場合

- ▶ 相手方が不明な場合でも届出が必要です。また、届出後に相手方がみつかった場合は必ずご連絡ください。

第三者行為によるケガ・病気の治療に保険証を使用の際は、お早めに協会けんぽへご連絡ください。「第三者行為による傷病届」を郵送いたします。

☎0985-35-5364 (音声案内「3」)
HPからダウンロードすることもできます。





各種申請書はダウンロードして、郵送でご提出ください。

〒880-8546 宮崎市橘通東 1-7-4 第一宮銀ビル 5 階
協会けんぽ宮崎支部 TEL: 0985-35-5364

※お問い合わせの際は、お手元に保険証をご用意ください。

ホームページから
「申請書のダウンロード」「メルマガ登録」
ができます！

協会けんぽ 宮崎

Q 検索

メールマガジンのご登録をお願いいたします！！



月に1度、協会けんぽからのお知らせをタイムリーにお届けします。

みなさんの疑問・不安解消にお役立てください。**登録無料！**（通信料を除く）

協会けんぽ宮崎支部では、保険料率の決定、制度改正、研修会の開催などの最新情報をいち早くお届けするためにメールマガジンを配信しております。

今年度は、健康情報やクイズを追加し、とても読みやすい内容になっています。まだ、登録がお済みでない方は、ぜひ、ご登録いただきますようお願いいたします。

配信イメージ

★.....★
協会けんぽ宮崎支部メールマガジン " よんでん " 第〇〇号
★.....★

『第〇〇号目次』

【1】 傷病手当金の支給額計算方法が変更になりました

【2】 ●月×日に血管年齢測定ブースを出展します

【3】 健診受診券を送付します

新コーナー『よんでんプラス』（協会職員「太郎」と「ミスターS」「宮崎第一高校クイズ研究部」との対話形式でとても読みやすい内容です！）

①「カラダ改善エクササイズ」 4月号から座ってできる呼吸法などをご紹介します。

②「アタマの体操クイズ」 宮崎第一高校クイズ研究部作成のクイズです。

【1】 傷病手当金の支給額計算方法が変更になりました

傷病手当金の・・・



登録方法は簡単です！



スマートフォンなら←の二次元バーコードから登録ページにアクセスできます！
または、以下の通り検索してください。

協会けんぽ宮崎支部
ホームページ

協会けんぽ 宮崎

Q 検索

トップページ宮崎支部
メルマガ「よんでん！」
登録受付中
バナーから登録

毎月メールマガジン
が届きます

【ご注意】ご登録後、当支部から確認メールが届きます。メールが届かない場合は、登録内容等をご確認のうえ、再度ご登録願います。

登録メールが届かない例：メールアドレスの誤入力、迷惑メール設定 など

一般財団法人 宮崎県社会保険協会からのお知らせ

一般財団法人 宮崎県社会保険協会の収入支出の決算が6月4日の役員会において、全員一致で次のとおり承認されました。

平成30年度 一般会計収支決算

● 収入決算額 47,083,769円 ● 支出決算額 40,250,934円 ● 収支差額 6,832,835円

収入の部 (単位:円)	支出の部 (単位:円)
1. 積立金利子収入 3,273	1. 事業費 26,377,178
2. 受取会費 40,194,200	2. 管理費 13,873,756
3. 雑収益 595,618	
4. 前期繰越 6,290,678	
計 47,083,769	計 40,250,934

【 事 業 】

1. 社会保険制度の広報宣伝

健康保険、厚生年金保険など社会保険制度の普及を図り円滑な運営を寄与するため、わかりやすく編集した広報誌「社会保険みやざき」等の出版物を発行し、配布しています。

2. 社会保険制度の趣旨普及

- (1) 社会保険制度講習会
事務担当者を対象とした健康保険・年金制度の講習会を開催し、参考図書を配布するとともに、被保険者等に対する制度普及に努めます。
- (2) 新任社会保険事務担当者研修会
新任事務担当者等に対し、社会保険の適用及び給付の諸手続き関係などの研修会を開催し、参考図書を配布するとともに、被保険者等に対する制度普及に努めます。
- (3) 年金シニアライフセミナー
定年間近な被保険者等に対し、年金制度のセミナー等を開催し、参考図書を配布するとともに、被保険者等に対する制度普及に努めます。

3. 健康づくり事業

- (1) 健康づくり講習会
保健師・健康運動指導士等による職場の健康づくり講習会を開催しています。
- (2) 保健師による健康相談
保健師による事業所巡回の健康相談を行っています。
- (3) 健康啓発ビデオ(DVD)貸出
4種類の健康啓発ビデオ(DVD)の貸し出しを行っています。

4. 福利厚生事業

- (1) 事業主及び被保険者等の福利増進を図るべく、宿泊施設等の優待割引を案内します。
- (2) 事業主及び被保険者等の健康増進を図るべく、家庭常備薬等の斡旋を実施します。

5. 社会保険関係諸届請求書等の無償配布

事業主及び被保険者等の便宜を図るため、社会保険関係諸届、申請書、請求書を印刷し、社会保険制度の講習会等に合わせ配布します。

第1回 新任社会保険事務担当者研修会にご参加ありがとうございました

本年5月に宮崎県内の7会場で、当協会主催の新任社会保険事務担当者研修会を開催いたしましたところ、たくさんの方々にご参加いただき、ありがとうございました。

令和元年度も事業所の皆様方のお役に立てる各種講習会を引き続き開催してまいりますので、ご支援・ご協力を賜りますようお願いいたします。



一般財団法人 宮崎県社会保険協会からのお知らせ

保健師による事業所巡回健康相談のご案内

(一財)宮崎県社会保険協会では、職場で働くみなさんの健康管理と、健康の保持・増進のお手伝いとして、当協会の会員事業所様に保健師を派遣して巡回健康相談を実施しています。

※費用は当協会が全額負担しますので無料です。

(非会員事業所及び会費未納事業所は実費負担となります)

☆従業員が健康で、明るく元気な職場づくりに

- ◎ 職場で働くみなさまのご都合のよい時間で
- ◎ 健診結果表をもとにアドバイスします
- ◎ 年齢は問いません、どなたでも
- ◎ 個別に相談を実施しています
- ◎ 少人数でも大丈夫です
- ◎ 土曜日の健康相談も実施しています



※保健師巡回健康相談の申込み方法

1カ月前にお申込をお願いします。下記の申込用紙をご記入の上、FAXでお申込ください。
また当協会のホームページでもお申込ができます。

お申込・お問い合わせは

一般財団法人 宮崎県社会保険協会

〒880-0866 宮崎市川原町5番10号ミネックス川原2-C

TEL (0985)23-0200 FAX (0985)23-9077

ホームページからお申込ができます ◇ <http://www.shahokyo-miyazaki.jp/>

申込用紙

保健師による巡回健康相談の申込書

巡回健康相談 希望年月日・時間帯	第1希望日	令和 年 月 日 (曜日)
	第2希望日	令和 年 月 日 (曜日)
申込日 令和 年 月 日		
事業所名 _____		
所在地 〒 _____		
電話番号 _____		
連絡責任者名 _____ 印		

7・8
月の

年金相談の受付時間等

宮崎・延岡・都城・高鍋の各年金事務所

- 身分証明書・年金手帳・印鑑をお忘れなく!
- 代理の方が相談される場合は委任状と身分証明書が必要です。
- 休日の年金相談について、予約制になりますので事前にお問い合わせください。

受付区分	実施日	受付時間
7月・8月の 平日受付	月曜日 火～金曜日	午前8:30～午後7:00 午前8:30～午後5:15
7月の休日受付	13日(土)	午前9:30～午後4:00
8月の休日受付	10日(土)	午前9:30～午後4:00

7・8
月の

出張年金相談の日程

(受付時間) 午前10時～午後3時

- 身分証明書・年金手帳・印鑑をお忘れなく!
- 代理人の方が相談される場合は委任状と身分証明書が必要となります。
- ◆ご予約制になっております。(ご予約は管轄の年金事務所まで飛び込みのご相談は承っておりません。)

会 場	7 月	8 月
串間市役所 会 議 室	4日(木)	1日(木)
えびの市役所 会 議 室	11日(木)	8日(木)
西都市役所 市 民 課 年 金 係	18日(木)	15日(木)
高千穂町役場 町 民 相 談 室	18日(木)	15日(木)
小林市役所 1 階 相 談 室	18日(木)	15日(木)
日南市役所 別館2階会議室	25日(木)	22日(木)
日 向 市 日向市中央公民館	25日(木)	22日(木)

協会けんぽからのお願い

保険証が利用できるのは 退職日までです。

保険証は退職日の翌日から使用できません。
事業主・事務担当者の皆さまは、従業員の退職時に本人・家族分の保険証回収を徹底していただきますよう適切な事務処理にご協力をお願いします。

年金のご相談は 「ねんきんダイヤル」へ

0570-05-1165

- 電話料金は一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず、一律市内電話の接続料金でご利用できます。
- 携帯電話でもご利用できます
- IP電話、PHSからは「03-6700-1165」にお電話ください。

受付時間

- 月曜日～金曜日(祝日を除く)
午前8:30～午後5:15まで

※毎週月曜日(月曜日が休日の場合は翌火曜日)は午後7時まで受付時間を延長しています。

- 第2土曜日
午前9:30～午後4:00まで



年金相談・お手続きの際は

予約相談をご利用ください
予約の申込みは「予約受付専用電話」へ!

0570-05-4890

<予約受付番号受付時間>月～金(平日)8:30～17:15

- 予約相談希望日の1カ月前から前日まで受付しています。
- ご連絡の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書をご準備ください。
- お近くの年金事務所でも受け付けています。

予約相談の実施時間帯

- 8:30～18:00(月曜日)
- 8:30～18:00(火～金曜日)
- 9:30～15:00(第2土曜日)

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の閉所日初日に18時まで予約相談を実施しています。



街角の年金相談センター宮崎(オフィス)

宮崎県社会保険労務士会に所属する社会保険労務士等が無料でご相談に応じます。

- 相談内容** 国民年金・厚生年金保険の給付に関する相談・手続き等
- 開設場所** 宮交シティ2階(宮崎市大淀4-6-28)
- 相談時間** 月曜日～金曜日※祝日・年末年始等を除く
午前8:30～午後5:15まで
- 予約専用
電話番号** 0985-63-1066
(お電話による年金相談)は受け付けておりません。

街角年金相談センターは、日本年金機構が「全国社会保険労務士会連合会」に運営を委託しています。

一般財団法人 宮崎県社会保険協会に関するお問い合わせは下記のところまで

一般財団法人 宮崎県社会保険協会 **0985-23-0200**

一般財団法人 宮崎県社会保険協会ホームページ <http://www.shahokyou-miyazaki.jp/>

社会保険の手続き・年金制度に関するお問い合わせは下記のところまで

宮崎年金事務所 **0985-52-2111**
延岡年金事務所 **0982-21-5424**

都城年金事務所 **0986-23-2571**
高鍋年金事務所 **0983-23-5111**

日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

健康保険給付の手続き・健康保険任意継続に関するお問い合わせは下記のところまで

協会けんぽ宮崎支部(全国健康保険協会)

0985-35-5364 (代表) 音声案内でご案内します

- 案内「1」 業務グループ(保険給付、保険証の発行、任意継続など)
- 案内「2」 保健グループ(生活習慣病予防健診、特定健診、特定保健指導など)
- 案内「3」 レセプトグループ(レセプト、交通事故による保険使用、医療費通知など)
- 案内「4」 企画総務グループ(ジェネリック医薬品、健康経営など)

全国健康保険協会ホームページ <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>